

令和2年度 大空町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、大空町の全ての行政組織が発注可能な物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達の対象となる施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等のうち、物品等の調達が可能であるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを行う事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- (3) 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
- (4) 重度障害者多数雇用事業所（法施行令第1条第2号に定める事業所）
- (5) 在宅就業障害者（障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者）
- (6) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体）

4 調達を推進する物品等

本町において障害者就労施設等から調達を推進する物品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品
紙製品、食品、印刷物、日用品、農作物、啓発用品その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務

クリーニング、軽作業、施設等の清掃作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達実績額又は調達実績件数が前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の実施

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (2) 調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。
- (3) 障害者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 本町における調達方針を策定又は見直しをしたときには、町ホームページ等により公表する。
- (2) 町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。